

令和5年度

島ちゅチャレンジ

応援事業説明会

島ちゅチャレンジ応援事業の概要

1. 「島ちゅチャレンジ応援事業」とは？

奄美群島に居住・所在する個人や団体・企業等が
自らのアイデアや現有する資源を用いて
起業や事業拡大,新商品開発等を行おうとすることに対し,
事業資金の助成により支援を行うものです。

民間のみなさまの
新しい**チャレンジ**を支援します!!

2. どんな提案が対象となるの？

募集要項 P1~P2

★主に「重点産業3分野」に関連する事業が対象です！

①農業

- ・生産力や販売力を向上させる新サービスの創出
- ・付加価値を向上させる機能性試験 etc.

②観光/交流

- ・観光客満足度を高める新たな新サービスの創出
- ・新たな特産品の開発又は販路拡大のためのプロモーション etc.

③情報通信

- ・他産業との連携による作業効率化・サービスの提供 etc.

④その他，ビジョンの理念に合致する事業

- ・未利用未活用資源を活用した新事業の創出
- ・新たな雇用機会を創出しうる新サービスの創出 etc.

3. どんな人が応募できるの？

募集要項 P2～P3・P11

★奄美群島に居住している個人・団体・企業ならどなたでもOK!

ただし、以下のような**最低条件**は必要となります。

○個人の場合

- ・1年以上,群島内に居住していること。
- ・市町村税・県税の滞納がないこと。 など

○団体の場合

- ・群島内に事務所を有しており,1年以上の活動実績があること。
- ・代表者が群島内に居住し,かつ,市町村税・県税の滞納がないこと。 など

○企業の場合

- ・群島内に本社を有し,かつ1年以上の活動実績があること。
- ・代表者が群島内に居住し,かつ市町村税・県税の滞納がないこと。
- ・各種税金等の滞納がないこと。 など

※大島支庁にて発行の県税の滞納がないことの証明書を郵送で取得する場合には、数日程度かかります。

※別途要件がありますので、詳細は募集要項をご覧ください。

4. 気になる支援額はいくら？

募集要項 P5

★ 上限が200万円・100万円の2種類

No.	事業メニュー	事業内容の一例	支援上限額
I	起業支援型	<ul style="list-style-type: none"> ・ 起業をするための市場調査 ・ 事業実施に向けた外部機関等へのヒアリング ・ 簡素な試作品の製造及び内部評価 ・ 専門家からの助言協力 <p style="text-align: right;">等</p> <p>※対象者は、これから起業や第二創業を予定する者又は 起業後1年以内の者。</p>	100万円
II	事業拡大型	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門家からの助言協力 ・ 製造及び消費者評価の実施（試作品） ・ 販路開拓調査 ・ 事業実施に向けた外部機関等へのヒアリング ・ 大学及び公設試験場と連携した機能性研究 ・ マーケットインの観点からの販路拡大に向けた学術研究 <p>等</p>	200万円

※支援額は対象経費の8/10（8割）と、支援上限を比較して、低い方が支援額となります。

5. 何が対象経費になるの？

募集要項 P6～P8

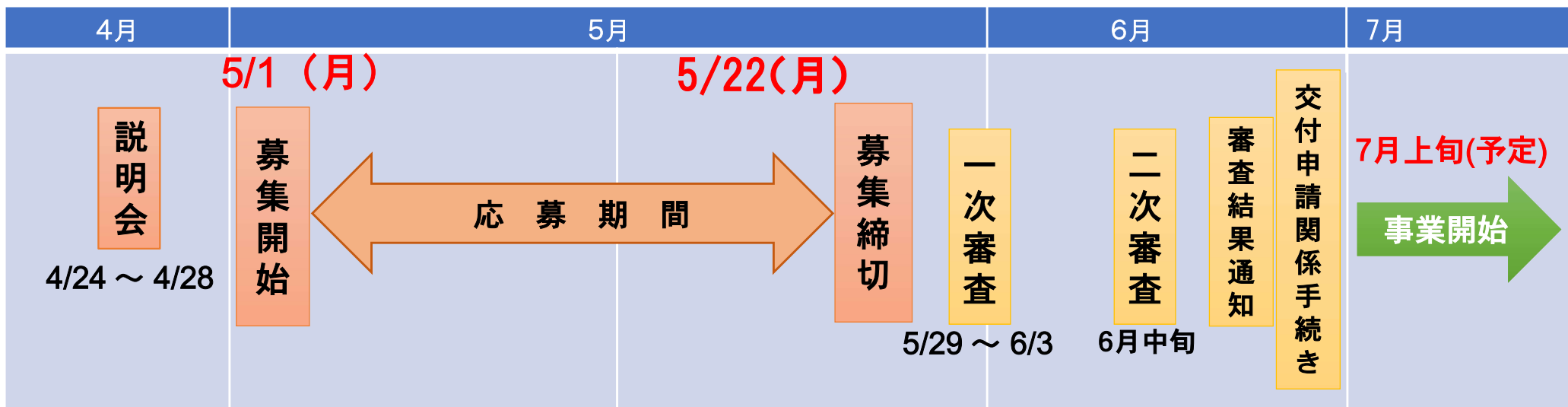
科 目	主 な 内 容
原材料費	・ 製品化に向けた試作品開発・実証試験を行うために必要な原材料の購入費 など
機械設備費	・ 取得価格10万円以上（税込）であり、事業実施のために要すると事務局が特に認めた機械設備の購入費 など ※補助に関する募集要項上の規定に十分留意すること
委託費	・ 本事業で必要となる委託業務のうち、募集要項上に記載があるもの
旅費交通費	・ 本事業に伴い必要となる旅費 ※計上する際には、必要に応じて募集要項別添の旅費規定に基づき計上すること
役務費	・ 群島外展示会等出展費及び郵送料、パンフレット等印刷製本費 など
リース料・レンタル料	・ 事業実施に必要な機械設備等のリース料・レンタル料 など ※補助に関する募集要項上の規定に十分留意すること
賃金・謝金	・ 事業実施のために臨時に雇用する作業補助員及び事務員等の賃金 ・ 事業実施に要する専門的観点からの助言や指導等依頼した専門家等に支払う謝金 など
消耗品費	・ 文具類 など ※本事業の支援を受けて実施する事業に直接関係のあるもので、短期的又は一度の使用によって費消されるもの
その他の経費	・ 本事業の支援を受け実施しようとする事業に直接関係する経費かつ上記対象経費のいずれにも該当しない経費で、事務局が特に必要と認めるもの

※別途要件がありますので、詳細は募集要項をご覧ください。

6. いつごろ募集されるの？

募集要項 P10～P15

★令和5年度「募集開始～採択決定」までの流れ



【審査基準】

- ①事業に対する姿勢
- ②革新性
- ③周辺分析
- ④事業計画及び予算の合理性・実現性
- ⑤発展性
- ⑥雇用創出効果

- ▶一次審査（書類審査）5/29～6/3
- ▶二次審査（プレゼンテーション）
6月中旬の期間中 ※オンライン

7. 応募するときには何が必要なの？

★応募時の必要書類等について

本事業に応募される方は、以下の①～⑦の書類の提出が必須となります。

- ① 島ちゅチャレンジ支援事業応募書類チェックリスト
- ② 事業応募書（様式第1号）
- ③ 事業計画書（別紙1）
- ④ 収支予算書（別紙2）
- ⑤ 事業の実施体制,他の補助・支援,委託事業申請状況（別紙3）
- ⑥ 提案事業の中長期的な実施方針についての調書（別紙4）
- ⑦ 団体概要（団体の活動内容等が分かる資料を任意様式A4版で提出）

※1：①～⑥の書類は奄美群島広域事務組合HPからダウンロード可能です。

※2：上記の書類に加え、添付書類の提出が必要です。

募集要項を必ずご確認頂き、必要な書類を揃えた上で当組合へ持参するか、郵送によりご提出下さい。

7.いつまでに応募する必要があるの？

募集要項 P11

★応募時の留意事項について

▶今年度の応募締切日時

令和5年5月22日(月) 17時00分 必着 【期限厳守!!】

上記締切日時を超えて提出された応募書類については、**いかなる理由があっても受理できません。**

応募書類の郵送等に要する日数に十分ご注意の上、提出して下さい。

※上記募集期間内において、応募書類受理後に軽微な書類上の不備や修正の必要がある場合は、提出書類の補正を求めることがあります。なお、**上記締切日時までに補正書類が到着しないときは、応募を受理できない場合があります。**

★島ちゅチャレンジ応援事業における応募提案の審査基準

審査項目	審査にあたり重視する点
事業に対する姿勢	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正確な地域現状の分析や事業実施にあたる動機が明確であり、地域社会への波及効果を生み出すことを見据えた提案となっているか。
革新性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自社、もしくは奄美群島においてイノベーションとなる事業であるか。 ・ 提案事業によるチャレンジが自社、もしくは奄美群島に活力を生み出すか。
周辺分析	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案事業にあたり、事業の強み・弱み、競合に対する認識が明確か。 ・ ターゲットが明確か。
事業計画及び予算の合理性・実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の実施手段や実施体制などの事業計画及び予算は、具体的かつ合理的か。 ・ 支援を受けることで、より積極的なチャレンジが誘発できるか。
発展性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 翌年度以降の事業の継続や成長を見込んだ事業計画となっているか。 ・ 事業計画中に記載された事業の継続・成長に係る見通しは、その実現が期待できるものとなっているか。
雇用創出効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の継続・発展により、地域において新たな雇用を創出する見込みがあるか。